

# 煙火打上げ・仕掛け届出書

煙火（玩具用煙火を除く。）の打ち上げまたは仕掛けを行おうとする場合、あらかじめ届出が必要です。

なお、火薬類取締法に基づく許可申請が必要となるもの場合は、事前相談が必要です。

## 届出・申請方法

| 窓口及び郵送                       | 電子申請 |
|------------------------------|------|
| 消防本部予防課または<br>管轄の消防署・各分署で受付可 | 可    |

## 届出先及び届出・申請手順

### ●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

### ●届出・申請手順

#### 1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 煙火打上げ・仕掛け届出書
- 行為場所の案内図、配置図及び周囲の略図
- 行為内容の詳細
- 煙火の詳細（種類、大きさ、個数等）のわかる書類
- その他補足資料等

#### ▲注意事項

・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

#### 2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

#### ▲注意事項

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・行為前に管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

### 3. 電子申請する場合【各届出書1部(正)】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

#### ▲注意事項

- ・行為前に管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

#### 問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署\(届出先\)一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。